

第26期火災予防審議会人命安全対策部会(第2回)開催結果

1 日 時

令和5年10月17日(火) 9時58分から12時03分まで

2 場 所

本部庁舎 13階 大会議室 (千代田区大手町1-3-5)

3 出席者(二重線:リモート参加)

(1) 委 員(敬称省略:五十音順)

飯泉 洋、池畠 由華、大宮 喜文、唐沢 かおり、佐古 慎一、重盛 政幸、
鈴木 恵子、高橋 明子、谷村 孝彦、中原 修、野口 貴文、長谷見 雄二、
藤野 珠枝、水野 雅之、吉岡 英樹、渡辺 剛英 (計16名)

(2) 東京消防庁関係者

予防部長、予防部副参事(予防技術担当)、予防対策担当係長、建築係長、係員2名
(計 6名)

4 議 事

- (1) これからの時代にふさわしい防災センターのあり方
- (2) 無人や少人数で管理・運営する施設の防火管理のあり方
- (3) 劇場等客席基準のあり方

5 資料一覧

- (1) 防災センター概要……………資料1
- (2) 防災センターの調査……………資料2
- (3) 関係者不在施設の調査……………資料3
- (4) 劇場等客席基準概要……………資料4
- (5) 部会(第1回)議事概要……………参考資料1
- (6) 小部会(第1回)議事概要……………参考資料2
- (7) 人命安全対策部会 過去の審議経過……………参考資料3
- (8) 防災センター等の技術上の基準……………参考資料4
- (9) 中規模用消防計画作成例……………参考資料5

6 議事速記録

【事務局】

本日の部会の流れをお話しさせていただきます。

議事(1)として「これからの時代にふさわしい防災センターのあり方」について、今後の審議、検討のベースとなる防災センターの目的や設置基準等について簡単に説明し、次にこれからの防災センターのあり方を考える上で、防災センターの現状の課題や要望について調査する必要があると考えており、その調査方法、内容について説明します。

次、議事(2)で「無人や少人数で管理・運営する施設の防火管理のあり方」では、関係者が不在または少ない人数で運営している店舗等について、実効性のある防火管理体制の構築を行いたいと考えています。防災センターと同様に、現状の課題や要望について調査する必要がある、その調査方法と内容について説明します。

最後に、議事(3)で「劇場等客席基準のあり方」に関して、劇場等客席基準の概要と課題、検討方法について説明します。こちらは検討委員会を別に設置して検討しているところでありまして、検討状況を火災予防審議会に付議してご審議いただく運びとなっています。

なお、前回頂いたご意見等は本日の説明に反映させています。参考資料に議事概要としてまとめていますので、ご参照ください。

それでは、議事に入ります。議事の進行は議長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【議長】

今回は概要についてご説明いただいたということで、今日から実質的に検討が本格的に始まるということかと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の1番目「これからの時代にふさわしい防災センターのあり方」について、まず事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

議事(1)で使用する資料は、お手元の資料1及び資料2になります。ウェブでご出席の方は、画面共有を御覧ください。

資料1から説明します。前回の部会が7月12日ということで3か月ほど空きました。改めて、今回のテーマ、審議内容について概要を説明します。

「安全・安心で持続可能な東京の実現に向けた、長期にわたり使用され、又は使用形態が多様化する防火対象物に対する防火安全対策」という大きなテーマで、ここに掲げているとおり4つの背景を上げていきます。

防火対象物の増加・大型化、または使用形態の多様化、そのほかデジタル技術の発展、より安全な東京の実現に向けてという背景を基に、審議・検討を進めていきたい項目として3つプラスその他、挙げていきます。1つ目がこれからの時代にふさわしい防災センター、2つ目が無人や少人数で管理・運営する施設の防火管理、3つ目が新しい使用形態を有する施設等の防火安全対策、その他は審議が進んでいく中で何か審議すべき事項が上げればIVその他で審議していこうという内容で前回進めました。

2ページ目に移ります。

まず審議・検討事項の1つ目、議事(1)「これからの時代にふさわしい防災センターのあり方や自衛消防活動」について、今回は防災センターの概要を、資料1で説明します。

こちら、防災センターは災害活動の拠点となり、災害に関わる情報が集約されます。一定規模以上の建物に設置が義務となっているほか、「集中管理計画」というものを作成し、防災センターの位置・構造・機能・人員配置等を定めています。

そのほか箱物以外、中に勤める人は防災センター要員という定義をしております、そちらの配置が義務となっています。詳細はこの後説明します。

そのほか、「防災センター等の技術上の基準」というものを定めて、関係者等に行政指導をしているほか、こちらの「防災センター等の技術上の基準」が極めて複雑なため、設置・構造・機能及び防災センターを中心とした自衛消防活動体制について、東京消防庁では第三者機関である東京防災設備保守協会の外部評価を受けるように指導しています。

続いて資料3枚目になります。

先ほどの繰り返しですが、大規模化、高層化が進んでいきます。防火対象物の防災センターの充実強化が必要ということで、そのほか「防災センター等の技術上の基準」、時代や社会的要求、今の時代に合わせた基準を再検証したらいいのではないかと考えています。

その具体的な方法として、まず防災センターの現状はどうなっているのかというところで、実態調査を行いたいと考えています。そのほか、実際に防災センターをどう運営しているのか、どんな自衛消防体制を取っているのかということも実態調査と併せてヒアリング、聞き取りを行っていくほか、先端技術等の調査です。今防災センターに導入されている新しい技術、便利な技術はどんなものがあるのかということで調べていきたいと考えています。

こちらの調査等に基づきまして、防火・防災体制の充実強化に向けて新しい機器やシステムの活用、デジタル先端技術の防火分野への活用というところを考えていきたいと思っています。そのほか、社会実態や今の実情から乖離してしまっている基準の再検討をできればと考えています。例えば、夜間、人が極めて少なくなるような防火対象物に対して人を配置する必要があるのか、夜間時対応等について考えていければと考えています。

続けて、次のページに行きます。

今年度中のスケジュールになります。主に今年度中でヒアリングを行って課題等抽出、対策を考えていきたいと思っています。今日10月17日、部会②のところ、これから年内、年明けにかけて、防災センター、この後説明しますが、30対象に向けてヒアリングを行っていききたい。そのヒアリングで得られた課題等について、こちらはまだ計画ですけれども、年明けの1月に第3回部会を開催して、ご報告を上げたいと考えています。

続いて、これからの時代にふさわしい防災センターの活用ということで、繰り返しになりますが、今後の審議検討の方針ということで、設置基準や運営上の課題等の抽出、あと社会情勢、防火対象物の使用実態、技術水準を調べて、その結果どうしたいかということ、今確保されている人命安全性及び防火安全性の確保は前提としたいと考えています。それを踏まえた上で、これからの時代にふさわしい防災センターに向けた制度の見直し、充実・強化というところで、防災センター、勤務員に関わる制度の見直し、防災センターの設置基準、指導基準、そのほか集中管理計画の評価方法の見直し、また防災センターの評価に資する新技術、便利な技術の普及促進につなげていきたいと考えています。

これらを踏まえて、資料1の「防災センターの概要」、インプットの時間になるかと思いますが、防災センターとはどんなものかということで、こちらを説明します。

まず、防災センターです。設置されている目的ですけれども、消防活動(自衛消防隊及び公設消防隊)の拠点となる場所として設置することとなっています。中には総合操作盤、スライドの右下の絵です。こういった総合操作盤が置かれています。この中には自動火災報知設備の受信機やいろいろな機能が集約されています。こちらに災害の発生から鎮圧まで、防災行動を効果的に行うために情報が収集されてきています。どこで自動火災報知設備(自火報)が鳴ったのか、屋内消火栓、ポンプが作動しているのか、どの階のスプリンクラーが作動したのか、非常用エレベーターが動いているのか、動いていないのかといった情報が防災センターに集まってきます。そちらに集まった情報を基に、まず建物に配置されている自衛消防隊の活動を効果的に行うように、情報を提供していく。そういった意味で、防災センターが設置されています。

こちらのスライド、防災センターに集約される情報になります。こちらに記載の消防用設備、建築設備、または防火区画・防煙区画、その他非常錠。こういった設備、器具の作動状況等の情報が防災センターに集約されます。

次のページに移ります。

こちらは防災センターを設置しなければいけない防火対象物の指定です。使用用途、規模、地上階の階層、地下街の有無等を組み合わせて指定しています。不特定多数の人が利用する、または高層、規模が大きい、広い地下街に設置していきましようという傾向の組合せになっています。また、防災センターとは別になるのですけれども、消防法施行規則において総合操作盤を設置しなければいけない防火対象物を指定しますが、こちらは火災予防条例の指定範囲より範囲が広がっていますので、こういったベン図の

説明になります。総合操作盤の設置対象の中に、さらに火災予防条例でさらに防災センターを設置しなければいけない防火対象物が指定されているという絵になります。

続いて、防災センターによる管理が必要になった防火対象物に防災センターを置く際の位置・構造等についてです。過去の文献等から、このスライドのような考え方で位置や構造等に関する基準を定めたと推測されています。

常時、火災時の消防活動の拠点となるため、火や煙の影響を受けない、漏水や浸水の影響を受けない、防災センター内からの火災を発生させない、非常電源または消防活動できるスペースの確保、使いやすレイアウト、外からアクセスしやすく、建物内各所にもアクセスしやすい。そのほか、部外者等の立入りによる事故や悪意を持った者の侵入を防ぐ、風水害等であってもその機能を維持する位置・構造。こういった考えに基づいて、防災センターの設置位置・構造等の基準が定められたと考えられます。

次のスライドに移ります。

全て説明すると時間がないので割愛しますが、例えば先に挙げた火や煙の影響を受けない構造として、壁、柱を耐火構造とする、換気、暖房というところでは、排気口等に火煙の流入を防止するため、有効に閉鎖することができる特定防火設備が設けられている、こういった形で、先ほどの考え方に基づいて箱の構造が定められています。

そのほか、活動しやすいスペースです。例えば、防災センターの広さは40平米以上にしてください、消防活動スペースは12平米以上にしてくださいといった内容で基準が定められています。

次のスライドです。

アクセスに関連する話になります。入口の見やすい箇所に、防災センターである旨が表示されていること。こういった基準が設けられています。

今まで箱についての話をしました。続いて、防災センターの中に勤務する人はどうだという話です。

火災予防条例中で、防災センターには自衛消防技術認定証を有する者かつ防災センター要員講習を修了し、修了証の交付を受けている者を防災センターに置かなければならないと定めています。また、火災予防条例の下、条例規則では、今の2つの資格を有する者を総合操作盤の監視、操作等を常時行うことができるように配置するものとするとしています。言い換えれば、24時間監視、操作する人を置かなければいけないとしています。ただ、お気づきかもしれませんが、この条文中については、何人置かなければいけないというところまで言及されているものではありません。

続きまして、勤務する人の定義です。

防災センターに勤務する人について、防災要員と防災センター要員という2つの定義を挙げています。防災要員というのは防災センターで働く人のこと、総合操作盤の監視、操作を行う人です。防災センター要員というのは、防災要員の中から、さらに先ほど挙げた2つの資格、自衛消防技術認定証を有し、防災センター要員講習を修了した方ということになっています。

続いて、進めます。

防災要員を防災センターに何人置かなければいけないのかというところ、東京消防庁では努めて最少でも3名配置されるように指導しています。そのほか建物ごと、広い建物であったり人が多い建物であったり、防災センター3人では足りないのではないかとということも考えられるので、自衛消防活動の行動予測を基に、防災センターに何人置かなければいけないかという予測を行います。その予測結果を基に、防災センターの配置人数を決めています。詳細は、参考資料に添付しているのでご参照いただければと思います。

これは、防災センター要員、防災要員は火災が発生したとき、何をしなければいけないかという一覧になります。出火場所の確認、現場の確認、消防機関への通報、初期消火、区画の形成、情報伝達及び避難等、こういった活動を行うことが火災時の防災要員の仕事となっています。

以上、駆け足になりましたが、防災センターの箱や人等の基準について説明しました。資料1の後半は、

関連する条文や詳細な基準等ですので、後でご参照いただければと思います。

続いて進めます。次、資料2をお手元にご用意ください。本議事の本論に入ります。

「これからの防災センターのあり方」を検討する際、現状の確認を行いたいということで実態調査を計画しています。

調査方法は、防災センターを運営・管理する関係者及び防災センター勤務員へヒアリングということで、先日の小部会で業務委託している場合、受託者へもヒアリングしてはいかがかというご意見を頂き、実際に受託されている、現地で働いている防災センター勤務員にもヒアリングを行います。

これは、既に当庁に上げられている防災センターの要望等になります。

どちらからという積極的な発信者による要望、声だという認識で受け止めており、防災センターの運営に携わるほかの多くの人もここに挙げられる要望を持っているのかなというところが、今回調査を行いたい目的の一つでもあります。実際に上げられている要望について、幾つか紹介します。

防災センターの使用用途を明確に示してほしい。「防災センターは専用の室とし、事務室等ほかの用途と兼用しない」という基準がありますが、それが実態とあっていない。または、具体的に示してほしい。実態例としては、防災センターに大型開口部を設けて、受付案内業務をしている。ほか、防災センターの業務ではない防犯等の業務を行っている。こういったほかの業務等についても、実際にやっているのかどうかというのを示してほしいという声が上げられています。

そのほか、防災センターの管理監視対象範囲を柔軟化してほしい。変電所、ポンプ所、通信施設等のインフラ施設はテロ対策等を理由に立ち入れない部分が存在しますが、防災センターからの監視及び駆付対象から外したい。こういった場所は常時無人で、遠隔の常駐場所から事業運営者が駆付で管理するようになっています。その他、敷地別の建物でも1つの防災センターで管理したいといった声がございます。

次は、主に人のほうです。防災センター要員に必要な資格の取得が困難、勤務する人の高齢化が進んでおり今後の人材確保に不安がありますといった声が既に上げられています。それ以外の紹介は割愛します。

こういった要望が実際に、本当に大きくあるのかということと、防災センターの実態を調査するために、事務局ではおおむね30対象の防災センターが設置されている防火対象物についてヒアリングを計画しています。

まず、大きく3つの属性プラスその他に分けさせていただきました。ひし形の1つ、平日と休日、日中と夜間の在館者数が異なる防火対象物に存する防災センター。来館者が少ない日程・時間帯がある防火対象物ということです。

続いて、ひし形2つ目。防火対象物の延べ床面積に対し、在館者が少ない防火対象物に存する防災センター。建物はすごく広いが、従業員・係員が少なく、火災の初動対応等に取りかかる人員が少ない、人員が現場に駆け付けるまでの移動距離が長く初動に時間がかかる防災センターを考えています。

そのほか、ひし形3つ目。管理形態が複雑化し、一元的な管理が困難な防火対象物。行先や営業時間の異なる出入口が複数存在する、または管理権原が異なるため、防災センター要員が建物内の移動制限、セキュリティがあり円滑な移動を阻害といったものがあるのではないかとということで、こちらを考えています。

その他のところで、共同住宅単独のもの、あと先ほど要望でもありましたが、インフラ施設。こういったものについて調査していきたいと考えています。

ひし形の中にそれぞれ細かい属性を設けていますが、こちらの各属性2対象を原則とし、現状26集まっています。30引く26の残り4対象については、調査状況に応じ重みをつけたいところにヒアリングを広げていきたいと考えています。

こちらは実際に防災センターのヒアリングで聞きたい内容です。

防災センターの管理体制。テナントとの関係、役割分担。そのほか勤務体制、中で働いている人の勤務

状況、雇用や教育体制。あと防災センター内の業務、どんなお仕事をされているのか。運営に活用しているツールやシステム。先ほど上げられた要望等に基づきまして、こういった内容について聞いていきたいということで挙げています。

次に進めます。

実際に30対象にヒアリングをかける前に、事務局で先のヒアリング項目に基づき、2つの防火対象物に事前ヒアリングを実施しました。ヒアリング項目に基づき聞いた結果、こんなアンサーが得られるという事例の紹介です。

1つ目、防火対象物Aになります。こちらは物流倉庫。面積に対し人が少ない防災センターということで、ひし型2つ目の属性になります。こちらにヒアリングを行いました。

内容は管理・使用状況ということで、防災センターの運営について、建物を管理されている物流事業者が、自分のグループ企業に防災センターの管理・運営を委託しています。

そのほか、防災センターの勤務です。こちらは計画上4人の勤務員が必要というところに、日中6人、夜間4人を充てており、夜間人が少ない時間でも確保はできているといった状況です。

そのほか、面白かったところです。防災センター全部で11人の方でシフト勤務を回しています。防災センター要員については2つの資格、自衛消防技術認定と防災センター要員講習が必要と説明しましたが、シフト制で回すため勤務者全員が資格を有していないと調整が困難になるということで、こちらの現場では勤務者11人全員が2つの資格を持っています。また、総合操作盤の監視、操作も全員ができるといった形で運営されている現場でした。ほか防災センターで行っている業務といたしましては、受付(入管手続)、来場者案内をしています。

要望について2つ目の事例とかぶるところもありますので、後でそちらとまとめて説明しますのでここは飛ばします。

続いて防火対象物Bですが、特定複合用途、いろいろな用途が交じり合っていて管理が難しい建物になります。26階、地下3階建てで、すごい大きな建物だったと記憶しています。

こちらは、大手デベロッパーが建設・管理をされています。防災センターの運営は、そのデベロッパーのグループ会社に委託している状況でした。勤務員数につきまして、11人の勤務員が必要なところ、日中は確保できているが、夜間は計画上若干マイナスといった状況でした。

勤務体制は、シフト制を採用しています。36人勤めており、こちらも全員が2つの資格を保有していました。また、総合操作盤の監視、その他は全員ができるようにはしているのですけれども、36人の中は警備部門18人、設備部門18人で分かれており、どちらかという警備部門が総合操作盤の監視に就く傾向があるといった話でした。

こちらの防災センターは、複合用途ということで飲食店や物販等のテナントを多数抱えており、館内テナントからの問合せが極めて多く、電話対応等、そのほか来館者の警備、来場者案内といった業務が防災センターの業務以外にもありますという話でした。

防災センターの運営上の管理、課題ということで、事前にヒアリングに行くことをお伝えした結果、資料としてこういった課題も準備頂いておりました。運営管理上の課題として、入居しているテナントと地区隊との連携が不足しているのではないかと。また、防災センターと地区隊が活動する範囲、責任分界点が明確化できていないのではないかと。あと、避難の判断基準、防災センター要員が建物から避難させるときに部分避難させなければいけないのか。順番に避難させなければいけないのか。そういった避難の判断基準が難しいという声を頂いています。

そのほか防災センターに対する要望として、異常を感知し対応することができるツール、自動火災報知設備より早く火災を感知できるシステムが欲しい。消防機関に連絡が取れるツールが欲しい。こういった数多くの要望を頂いています。

ヒアリングをした結果、このような現場の生の声を得ることができました。

今回この議事内でご意見を頂戴したいところですが、防災センターに行ったときに聞くべき項目、聞いたほうがいいのではないかという意見がまず1つ。

もう1点になりますが、防災センターの聞き取り調査先です。調査対象の振分け案のところですが、ページ番号は4ですけども、おおむね30対象、事務局ではこんな拠点に聞きにいきたいと考えていますが、ここに挙げているもの以外にもこういう防火対象物についてはいかがかといったところについて、ご意見いただければと考えています。

説明長くなりましたが、以上で議事(1)の説明を終了します。

部会長、お願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。資料1、2で、特に資料2がこれからの調査ということで、今最後にございましたように、4ページ、5ページについて特にご意見を頂きたいということですが、それ以外に、もしございましたら含めましていかがでしょうか。ご意見等ございますか。

【委員】

説明いただきありがとうございます。質問で申し訳ないのですけれども、そもそも防災センターというものの位置づけですが、消防隊が現場に到着するまでの間の時間が多分あると思うのです。その間というのは、実際に向かわれる消防隊というのはどういう形で情報収集をされているのかという実態を教えてくださいたいのと、現地に行くまでどれぐらいの時間がかかっているのかというのを前提として教えてくださいたいのですが。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。消防隊というのは公設消防機関ということでよろしいでしょうか。

【委員】

はい

【事務局】

承知いたしました。

まず到着する時間についてですけども、通報を受けてから火災に対応するまでの平均到着時間、数字はあるのですけれども、私の頭の中に入っていないのですが。

【委員】

防災センターは、消防隊がそちらに到着してから現地の状況を確認して、実態を把握して、災害の起きている箇所に向かうために多分あるのですよね。そうすると、消防署に通報が行ってから現地に到着するまでの間は何も消防隊の方は情報を得ていないものなのではないでしょうか。

例えば、今、防災センターという守衛室みたいなものというのは、ここにいろいろ書かれているように人材不足があって、人手がなかなかないという中で、ウェブでかなり監視をされているというようなところも多いと思います。例えばクラウド上にいろいろなセキュリティーの情報、それから自火報の状況がせっかく見える化できているのに、それが消防隊の方には伝わっていないのではないかとあって、それを消防隊が通報を受けてから現地に到着するまでの間に「現場で用意しておけ」ではなくて、消防車に乗っている間にその情報を手に入れることができれば現地に行くまでにイメージがつかめて、初期消火活動に

役立てられるのではないかと思ったので、まず防災センターの位置づけについて確認したかったということです。

【庁内関係者】

今のお答えになるかどうかは分かりませんが、消防隊は出火報を受信して、出場して現地に到着するまでの間に、指揮隊というのがあり、その指揮隊に情報担当が乗っています。その情報担当が防災センターに、携帯電話ではありますが、連絡を取り、どういう状況ですかという情報収集は着くまでに行っています。

ご質問の自火報の発報場所がどこかとか、そういう情報はもし防災センター要員が把握していればそこで取れますし、電話に出られないというときもありまして、そういう場合は取れなかったりするのですけれども、一応取り得る情報は取るようになってはいますが、ご指摘のように、電話をかけるのではなくて、タブレットで瞬時に建物の情報が手元に来るといった体制にはなっていません。

【委員】

恐らく我々がお付き合いしているような商業施設であるとか、全国に展開しているような商業施設だと少ない人数で、例えば都内の1拠点で全国の、もしくは都内の自分たちの所有している商業施設のいろいろなテナントが入った建物の防災設備であり、照明から空調機から、そういうものの情報は全部タブレットで容易に確認ができ、それで施設管理をしているという実態があるので、何かそういうものをうまくクラウド上でつかみにいくことができれば、消防車が現地に到着するまでの間に準備ができるのではないかという気がして、それも少しこれから防災センターのあり方を考えていただくときに盛り込んでいただければなという思いがしました。

【庁内関係者】

ありがとうございます。

【議長】

今頂いたご意見は多分DXが背景にあって、将来的にはそういうシステムが全ての建築物に備わっているというのが望ましいのかもしれませんが、その辺りの実態調査も、今のご意見だと、例えばそういう最新設備が整っている状況の建築物とそうでないものはどれぐらいの割合あるのかというのが分かってくるのではないかと思いますし、多分古い建築物だと更新をしなければいけないのですね。そういう更新はどれぐらいの頻度でされているのかということも必要になってくるのではないかと思いますので、ぜひ将来的な防災対策のあり方というか、防災センターのあり方というのがインタラクティブに消防とつながっていると、人員がこれから高齢化して労働者が少なくなっても、もう少しまくいくとか、いろいろ考えられること多いかと思って、ぜひご検討いただければと思います。

ほか、いかがでしょう。

【委員】

日頃、私、ルートCの避難安全検証の評価や、防災計画評定も行っています。それで感じることで、私が現役のときに、1990年代後半から2010年頃まで福祉、医療、もちろん商業関係の施設の防災管理の調査をしていた経験からですが、最近のルートCに挙がってくる巨大な建造物だとか、東京はないのですが、防災計画評定というのはどちらかというと小さいものが多いのですが、巨大化してきたときに全体を1つの防災センターでまとめようとして、でも最近の巨大開発というか、大きな開発はみんな複合用途です。ホテルと事務所と店舗が一緒になっているとか、それからスタジアムまで入っていると、そういう

ものもありますが、それが防災センター1つの設置で、評価にあがってきている場合もある。評価に上がってくる段階では、これではうまくいかないのではないかと行って幾つかに分かれて、全体統括するものもあるのですけれども、幾つかにサブセンターみたいなものをつくって行って、それで情報を得ていた。そういうふうに行っていたのですけれども、ただ、その性能評価に上がる段階では1本しかないとかいうのが常套化しているということは、ルートCに来ないものはますますそうになっているのではないか。それが本当に機能的にできるのかという疑問を持っているのです。それが1つです。

かなり大きな開発も、ルートCに係る旧38条時代ですね。その頃はあまりそういうことはなかったのです。かなり違う用途のものがあれば、それごとに防災センター的なものがあって、法令で言っている防災センターとは違うものになるかもしれないですけれども、そういうサブセンター的なものがあって、それが全体を統括するというのは黙っててもやっていたのですけれども、そこが変わってきていると思って。その頃に比べて、使っているメカが高度化していることは分かります。

それから、2010年以前ぐらいですけれども、ここで防災センター要員の高齢化とか、そういうものは既にその頃起こっていて、防災センター要員の資格がありますよね。それはその頃から厳密にやっていたのか分からないのですけれども、その当時これが厳密にされていたとは到底思えません。事務局はその頃の研究室をご存じかもしれないですけれども、学生が調査に行くとトラブルになってしまうのです。要するに、あまりにも何も知らない人が防災センターにいるということで。それがどうも施設の維持管理にお金がかかるので、まず削られているのがどうも防災センターであると。契約の更新というときに値段が安いところに持って行くので、そういうふうになってしまう。そういうことが平然と起こっていました。ただ、それが今は厳格化とかされているかもしれないですけれども、現場の状況は多分相変わらず厳しいのではないのでしょうか。そこでどうするかということを考えなければいけない気がします。

ここで現場での声というのがいろいろあるのですけれども、これを肯定するか否定するかは別として、何となくそうだろうなということが多くですね。

それから、防災センター自体が既に70年代頃からやっているわけですよ。そうすると機材が随分変わっていて、最近のものは随分機能は高度化されているのですけれども、経営が厳しい古いビルは昔のままやっているのではないかとすると、そういうことの標準化だとか、あるいは防災センターの機材の機能によってどうしていくのかを考えざるを得ないかなという気がしています。

【庁内関係者】

今の委員のご指摘のとおりかと思えます。我々もその点については非常に問題意識を持っていますので、今回のヒアリングを通じてそういった要望等をしっかりと把握いたしまして、基準の見直しにつなげていきたいと思っています。

【議長】

最初に前提条件で、安全・安心は今までどおり確保した上でということになりますので、その辺りでどういう形の回答が出てくるのかというのは、皆さんも一緒にご検討いただければと思います。

ほかにはウェブから手が挙がっているようですが、いかがですか。

【委員】

これは前回お聞きする話だったのかもしれませんが、こういう防災センターの現場で汗を流して下さっている方々に対するヒアリング調査といった活動に関して、東京消防庁さんもそうですしあるいは別の機関でもよろしいのですが、これまで似て非なるものを行っておられる場合は、それらの調査結果がどのようなものであったのかとか、場合によってはそういう既存の調査がほぼほぼないと言い切ってしまうのか。今日でなくてもいいのですが、そこら辺のところの情報を教えていただければ幸いです。

これは事務局に質問というか、依頼しておるのですけれども、よろしくお願いいたします。

【事務局】

今のご質問ですけれども、今回の参考資料3「人命安全対策部会 過去の審議経過」で、過去何回か、防災センターについてはこの火災予防審議会に取り上げておりました、12期とかでも防災センターの当時の基準の見直しとかでお話をしているときがあって、その際に防災センターの調査を行っています。

今後、我々が調査していく中で、過去との比較も行っていきたいと思っていますので、委員が今おっしゃったような内容も考慮して分析していきたいと思っています。以上になります。

【委員】

承知しました。ぜひよろしくお願いいたします。

【議長】

委員、どうぞ。

【委員】

大変分かりやすいご説明を頂きまして、ありがとうございます。定義と様々な防災センターの基準というのは理解させていただいたのですが、調査項目としてのということだと思っておりますが、防災センターの最初の位置づけのひし形に「建物内の消防隊や自衛消防隊の災害活動の拠点となる場所」と書かれています。

防災センターの配置される防火対象物の規模ですが、11階以上・延べ1万平米以上とか、5階以上・延べ2万平米以上、地下街でいくと1,000平米以上と、大変大きな建物を対象に、類型を見ると複雑なものになっていると思います。

先ほど委員のお話にもありましたが、防災センターが発災を感知したときに消防署との連携、情報提供という大きな役割があるのだらうと思いますが、もう1つ、自衛消防隊、こういう大きな建物で、近代的なもの、それが複雑かつ行き来も権限が限定されているという建物の中で、自衛消防隊が機能するののかというのがありまして、逆に危険な場合もあると思います。

防災センターはいわゆる公設の消防隊の皆様情報提供するという役割は非常に大きいと思うのですが、事前に立入調査もされているので、建物の構造をご理解された上でこの部分が火災とか、煙が出ているとかいう話になると思います。一方、公設消防隊が到着されるまで、もう一つの自衛消防隊の役割があるのだと思います。それというのは今日の建物において現実的に可能なのか。自衛消防隊が活動できる防災センターというよりも建物になっているのか。かえって危険を高めるのではないかと思うのですが、今日初めて参加で恐縮ですけれども、その点を教えていただければありがたいです。

【事務局】

その辺も調査の中でヒアリングしていきたいと思っています。今回の予備調査の中でも幾つか挙げられていた声で、防災センターの方にしか我々ヒアリングしていないのですが、その中で地区隊、消防法上、テナントごとに自衛消防組織をつくってもらうことになっていますが、関係が不安だという声も結構挙がっています。テナントが施設管理している、テナント独自で警備を雇っている場合があり、その部分で関係が不安だという声もいろいろ挙がっています。今回のヒアリングは防災センターにする形ですが、防災センターを通じて自衛消防隊との関連とか課題というのも調査したいと思っています。

【委員】

自衛消防隊の訓練や活動がちゃんとできているか確認する大会とかありますよね。あの訓練や活動が建物の中で本当に生きるのかということと、自衛消防隊の附置義務というのですか、これを課したままでいいのか。情報提供のときに防災センターというのが限定していったほうがいいのではないかということも感じたものですから、またぜひご検討をお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。

委員、手が挙がっていたようですが。

【委員】

防災センターの調査の対象物についてですけれども、例えば病院施設にヒアリングされてみたらまたいいのかなと感じます。大規模な病院だと、かなり大きな人命につながる危険もありますので、逆にしっかりされているのかなと勝手に想定していて、参考になる意見等が取れるのではないかという気もします。

【庁内関係者】

ありがとうございます。それについては、ぜひヒアリング対象に加えたいと思います。

【議長】

委員、どうぞ。

【委員】

先ほどからお話をお伺いしていますと、このヒアリングで明らかになってくるところ以外にも、隠れた問題があるのではないかという懸念も他の先生方から出ていたと思います。そこに対してどのようにアプローチしていくのかということは、このヒアリングを基に、今後議論していく上で重要なポイントかと思っています。

例えば先ほどヒアリング対象としては防災センターの管理者と勤務している方々に限るというお答えもあったと思うのですが、そこで出てくる勤務員の方は恐らくセンターが選んだ方ですから、有能な方に偏るなどという問題があるかもしれません。仮に偏った内容の場合、実態を明らかにしていくために、他の情報を参考にインタビュー内容を解釈し問題を推測していくということも可能ですが、やはり、本当に問題があるところをどのようにあぶり出していくのかということについて、具体的にどのようになさるのかというのは非常に気になりますので、もし何かお考えがあればお教えいただきたいというのが1点目。

また、ご説明では、ヒアリングを順次進めていかれるということかと思っています。こういうヒアリングや社会調査をするときに、当初から質問項目を決めて、それに従って行うのが通常ですが、自発的な回答として出てくることには限界があるとも思います。問題を発掘するという目的があるのであれば、今回は、例えばあるところで行った結果から、なにか問題が発見されたら、それについて後のヒアリングで「こういう点はどうですか」と問いかけるなど、柔軟な対応も可能かと思っています。学術的な調査ではあまり望ましくないことですが、実務的な意義を考えると、すでに行ったヒアリングの内容を踏まえて少し発掘的に質問を展開するようなアプローチもあるのではないかと思います。

それから対象者ですが、勤務員の方だけに限るのか、それとも例えば防災センターのユーザー側も含むのかについてはいかがでしょうか。議論をお伺いしていますと、テナントの方々とその相互作用に関するところで問題がある可能性もありそうなので、ユーザー側からも何か情報を得ることがあり得るのかとい

うことについてもお考えをお伺いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

【議長】

いかがですか。2つあったかと思えます。

【庁内関係者】

まず、先ほどご提示させていただいたヒアリング対象者しか今のところ考えていませんので、委員のご指摘を踏まえまして、どれだけ拡大できるかというのは内部でまた調整して、ご回答させていただければと。

【委員】

もちろん拡大のためのリソースに限界があるとは思えます。

【事務局】

委員のご心配されているところ、まさに予備調査に行ったときに運営側と防災センターの勤務員の人が出て、一緒だとちょっとしゃべりづらそうだったので、そこは配慮して別々に話を聞くとかもししていきたい。

【庁内関係者】

あと聞き方などに対してもしご教示いただけるようなことがございましたら、ぜひ教えていただければ積極的に取り入れてやっていきたいと思えます。

【議長】

複合化してくると、防災センターどこにあるのか知らない人いっぱいいるのではないのでしょうかという非常に単純なことからあるのではないかと思います。いろいろ今の2つのご教示された内容を基に、ヒアリングしていただければと思います。

委員、どうぞ。

【委員】

大きくは2点あるのですけれども、1つは対象とする災害等の類型をどこまで考えるかということです。火災は当然念頭にあるのでしようけれども、消防法上、大規模対象物については防災管理に別の制度があって、そこでは地震対応と、あとあまり表に出てこないのですけれども、一応NBC災害的なものも事故の類型としては法令上指定されているのです。

例えば地震に関していうと、帰宅困難者を大規模対象物だと一時的にいていただくみたいな、普通建物の外に逃げるアクションと逆方向のこともオペレーションとしてあたりるので、どこまでやるか。極端というか、極限事例としては、Jアラートが鳴ってミサイルがこちらに飛んでくるかもしれないので建物内に避難してくださいみたいな話とかも近年あるので、どこまで広げのかというのが1つです。

もう1つは、資料2のスライド5のところでも挙げている防災センターのツール・システムで、DX関係を調べられるときに、前回も少しコメントさせていただいたのですが、維持管理とかバックアップ電源についても確認していただけるとありがたいかなと。あと、ついでに情報セキュリティの関係もいろいろやられているのだろうと思うので、そういった点を聞いていただけるといいかなと思えました。以上です。

【庁内関係者】

その点については、今回アンケート用紙をお配りしてというわけではなくて自由回答という形で、こちらからヒアリングをかけるという形にしていますので、災害の種類につきましても火災等に限定するわけではなく、幅広く聞くことが可能ですので、先ほどご指摘ありましたとおり地震ですとか、NBCとか、ミサイルですとか、そういうことについても聞いていきたいと思えます。

また、バックアップ電源ですとか情報セキュリティーのことについても、自由回答の中でぜひ聞いていきたいと思っています。以上です。

【議長】

かなりご意見いただきましたが、ほかの議題もありますので、次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、議事の2番目「無人や少人数で管理・運営する施設の防火管理のあり方」につきまして、こちらも事務局からご説明お願いいたします。

【事務局】

議事(2)を説明させていただきます。用います資料は資料3となります。

まず1枚目です。これは資料1で展開したものと同じです。前回の振り返りということで、議事(2)ではⅡの赤字の「無人や少人数で管理・運営する施設の防火管理のあり方」について、お話を進めていきます。

まず、防火管理制度とは何ということ、主題となります。防火管理制度ですけれども、まず「管理権原者」。一般的には、建物所有者や事業所の経営者、こちらの運営や管理等について一番責任がある者、権原を持つ人が防火管理者を定めて、必要な業務を行わせています。

「防火管理者」とは、管理権原者から選ばれました防火管理者の資格を持った、防火管理業務の責任者となります。防火管理が義務となる、防火管理が必要となる建物の中で、各専有部分(テナント)、事業所ごとに選任されています。

「消防計画」ですけれども、防火管理者が管理権原者の指示を受けて、火災予防上行わなければならない事項が盛り込まれた計画を作成いたします。

「管理権原者」「防火管理者」、あと「消防計画」が主なキーワードとなっておりまして、防火管理者の選任、誰が選ばれました、誰がつくった消防計画については消防署に届出されて受理されています。

近年、業態の多様化や技術の発展で、従業員がいない時間帯がある施設、またはまるっきりいない関係者不在施設が増えています。後で例示を挙げますが、スポーツジム、シミュレーションゴルフ、シェアオフィス、宿泊施設、物販等があります。

関係者不在施設では、人がそもそもいないので、必要な防火管理業務や「消防計画」に定める内容を実行することが難しいのではないのか。仮に計画が作成され届出されても、本当にできるのか、実効性に欠けるのではないかという危惧を抱いています。

ではどうするかということで、関係者不在施設に対して実態調査をかけるほか、既に「消防計画」を届け出ている関係者不在施設の「消防計画」を取り寄せて内容を確認したいと考えています。また、既にこういった施設に防火管理者を選任した事例があるのですけれども、そういったところが実際にうまくできているのかということについて調査をかけていきたいと考えています。

これらを基に、関係者不在施設における実効性のある防火管理体制を検討し、実効性ある防火管理体制へどんどん誘導していきたい、そんな検討にしていきたいと考えています。

先ほど「消防計画」に定めなければいけない事項があると申しました。条文の抜粋になりますが、自衛消防の組織に関すること、火災予防上の自主検査、あと避難施設の維持管理とか、消火、通報及び避難の訓練を定期的実施することなど、必要なことが盛り込まれています。こちらは後でご確認ください。

スケジュールを示します。今日は10月17日のところです。事務局でインターネット等を駆使し、東京都内に限っていますが、既にどんな店舗があるのかを調べています。そういった店舗を基に、もう来月からなるのですけれども、店舗を運営している母体に対して、「どのようにおたくやっているの」ということでヒアリングをかけつつ実店舗を見せていただく。または既に届けられている「消防計画」については集めて、見ていきたいと考えています。それらの内容を年明け1月に報告できたら、部会で入れたいと考えています。

さっき説明した検討内容、小部会で掘り下げた内容ですけれども、検討内容といたしましては、関係者不在施設等における、実効性ある防火管理体制のモデルを構築して検討したいと考えています。アウトプットは、防火管理体制のガイドライン、指針でしょうか、そういったもの。ほか、関係者不在施設等用の消防計画作成例を提案したいと思います。

ちょっと話がそれますが、本資料の巻末の参考資料で消防計画作成例を添付しています。小規模用、中規模用、大規模用と建物の大きさに分けて、あと共同住宅用と、4つほど消防計画作成例が既存のものとしてあります。基本的に穴埋め方式の作成例ですが、関係者不在施設に特化した消防計画作成例というものがまだないのが実情です。アウトプットとして関係者不在施設用の作成例、そんなものが出せたらいいのではと考えています。

こちらから本論になります。

関係者が不在になる施設のほか、在館者に比して少数の関係者で管理運営する施設、ワンオペとかでやっている施設等も加えていけたらと考えています。例示といたしまして、スポーツジム、シミュレーションゴルフ、シェアオフィス、宿泊施設、物販、インターネットカフェ、カラオケ、ホテル、倉庫といったところに実態調査をかけていきたいと考えています。こういったところは実際に関係者不在施設等として、既に世に出ている業態になります。

調査の概要になります。現在確認できる業態、業態別の店舗数などの傾向の把握。あと店舗の運営・管理方法の把握、防火管理以外にもワンオペなり少ない人数、無人でどう運営・管理しているのかといったところができれば、防火管理体制を考える上で参考になるのではと考えています。また、実際に人がいない施設で、防火管理上、防火管理体制を既に構築されているお店がどんな課題を抱えているのかというところを抽出していきたいと考えています。

調査内容になりますが、インターネットによる店舗調査。この店舗調査を基に運営母体を絞っていき、施設を運営・管理する運営母体へ、店舗ではなく母体へ直接ヒアリング調査をかけていきたいと考えています。また、その過程の中で実店舗、現地も見せていただく。こういった計画で考えています。そのほか、既に関係者不在施設等として、消防署へ届出頂いている消防計画について、こちらで吸い上げて内容と実態を確認していく。そんな調査を行っています。

今回ご意見をお聞きしたいところにもなるのですけれども、ヒアリング対象とする運営本部等を上げています。

まず、関係者不在施設等で、皆さんが何を思い浮かべるかはそれぞれかと思いますが、事務局ではまずスポーツジムが挙がってまいりました。夜間、関係者が不在となるジム。今、多数展開されています。

まず店舗直営方式の本部ということで、防火管理者の重複選任を実施している本部。1人の防火管理者が複数の店舗の面倒を見ている、そういった防火管理体制を敷いている運営母体がありますが、都内に137店舗ほど展開しています。

また、店舗ごとに防火管理者を選任している本部。スポーツジムが12店舗。

そのほか、フランチャイズ制で店舗を展開している本部。本部が直接経営しているのではなく、誰かしら手を挙げたオーナーの方が店舗を展開しているようなスポーツジム。こういった店舗がこんな数、東京都で確認できています。

これ以外にもありますが、ここの①②③のところからヒアリングを行ないたいと考えています。

そのほかにネットカフェですが、ネットカフェの事業所、運営本部たくさんございますが、既に夜間、店員不在での営業を行っている実績がある本部さん、ヒアリング等で確認が取れましたので、そこにアタック、ヒアリングを行なう予定です。

そのほか、シェアオフィス・貸会議室。東京都内ですが、店員、従業員不在の貸会議室を有する本部。幾つか確認を取れましたが、こちら134施設展開している比較的大きな本部がございましたので、そういったところにお声がけしていきたい。

そのほか、シミュレーションゴルフです。店舗直営方式の本部がやっている、48店舗と比較的大きな本部がございました。こちらですけれども、確認した範囲内ですが、防火管理者等の選任はできていないということで、何かしらできない実情、課題を抱えているのかなということで、お話を聞きにいきたいと考えています。

そのほか無人書店、こちらはこの後の資料に記載しておりますが、試験的に営業されている店舗がございます。そういったところについてもお話、課題を聞きにいきたいと考えています。

次に、関係者不在施設等に聞いていく項目の概要になります。

運営母体、施設名、所在、業態等、基本的な項目になります。主に聞きたいことは、無人または少人数による運営・管理のスキーム、使用しているツール・システム、どんな便利なDX、技術なのか、システムなのか。そこは店舗ごとに異なるかもしれませんが、どんな技術、やり方で、無人で運営・管理しているのかというところを聞き取りたいと思います。そこが先々の防火管理体制の構築にもつながるのではないのかというところなんです。

防火管理体制、実際に人がいない、もしくは1人しかいないというところで、消防計画をどう書いているのか。日常時の防火管理体制はどうしているのか。日頃の火気管理や所用人員の管理、避難通路の確保とか、そういったものどうしているのかというところなんです。

一番の問題、クリティカルなところかと思いますが、火災発生時の初動対応、発見・通報、初期消火、避難誘導を消防計画の中で定めているところですが、1人しかいない中でこの3つをどのように考えていらっしゃるのか。または無人、人がいないよという店舗の中で、これを消防計画にどう落とし込んでいるのか。そういったところを確認、聞き取りたいと考えています。

また、防火管理業務を遂行する上での課題、日常時・火災時。本当はやりたいけれどもこんなことができない、そもそも消防計画が書けないといった課題がもしかしたら挙がってくるかもしれませんが、そういったことを聞いていきたいと考えています。

それらを含めた上で、東京消防庁に対して、こういう関係者不在施設に対して実効性のある防火管理について要望等が多分あると思いますので、そういったところを吸い上げていきたい、拾い上げていきたいと考えています。

事例になります。先ほど1人の防火管理者が複数店舗のスポーツジムの防火管理者をしている、面倒を見ているといった運営本部の防火管理者の選任例になります。

こちらは、24時間営業の無人スポーツジムですが、非常時の対応として、利用者に対して119番通報をお願いして自分で避難してください、または可能な範囲で消火器による初期消火を行ってください、こういったお願い事を利用者にしているような状況でございます。

その他、防火管理者はふだん何しているのかというところで、各店舗を定期的に数回巡回して火気管理等ができているか等の確認や、その他、もしここで火災があったら駆けつけて対応する。そういった防火管理体制、防火管理者の選任の仕方をしているといった事例になります。

こういった事例、システムについて、ほかの業態、業種についても、運営本部にアタックし聞いていこうと考えています。

参考になりますが、インターネットカフェの業界団体とご縁があり、ヒアリングすることができました。インターネットカフェ・漫画喫茶の事業者団体というところで、こちらはいろいろ社会的に貢献されている

ところで、未成年者の保護や深夜利用の防止など、犯罪抑止に努めるために利用者全員に会員登録を課している他、少し前の話ですが、大阪の個室ビデオ店で火災があった後、自動火災報知設備の警報音の扱
いの検証を行ったり、消防法の準拠に努めていらっしゃる前向きな業界団体でいらっしゃいました。

団体に聞いたところ、関係者不在施設の防火管理について今どういう心構えを検討しているのかとい
うところですが、防犯面に関しては対策を実施しているが、防火管理に関する取組というものはあまり検
討してこなかったということです。ただ、今回お話をした中で、無人化・省人化を進めるに当たり、防火管
理の検討も必要だと認識してもらうことができました。今後消防で、無人化・省人化等に対しては防火管
理マニュアル等を展開していただける、出してもらえるものであれば、協会の中で展開していくこともや
ぶさかではない、できますというご意見を頂いています。

そのほか、無人店舗の今後の動向ということで、幾つかお話を聞くことができました。業界団体として
も「人手不足」・「人件費削減」の対策にセルフレジ化が加速、その延長線上に無人店舗が進むのでは
ないかと考えている模様です。また、無人店舗では、今後ツールとして顔認証システム等が利用されて
いくのではないかと考えていらっしゃるそうです。その他、他業種の動向については、後でご参照い
ただければと思います。

無人インターネットカフェの事例でございます。既に無人店舗を運営しているところのやり方です。やり
方としては、右上の写真、入り口から入り、こちらの写真の右側、端末がいっぱい並んでいますが、運営本
部にいる係員とやりとりをしながら入店管理、はたまた会員登録等を行う。そういった形で入店管理を行
うということで、完全に運営そのものが無人化されたものではないようです。ただ、店舗については無人
化できている。そういったつくりの無人店舗を確認することができました。

こちらは本屋さんです。昼間は通常、店員を置いて営業していますが、夜の間は店員が施錠してお店を
閉めています。ただし施錠管理、LINEで登録することによってQRコードを発行してもらい、そのQRコー
ドを入店キーとして中に入る。セルフレジ方式で本を買うことができる。そういったシステムが導入され
ている本屋があるという事例になります。

最後になりますが、関係者不在施設等、ネットカフェにおける火災の事例を紹介します。こちら完全に無
人ではなく、従業員が1人、お客さんが11名等、ワンオペで回っていて関係者不在施設等に入れてよろし
いのではないのでしょうか。日中はお店に従業員が1人、夜間は機械による遠隔対応という店舗関係者が無
人となる施設です。そこで昼間、3階のシャワールームの脱衣所から出火して、焼損床面積2平米が焼損し
た。そういった火災です。

こちらの経過、まず発見までのプロセスですが、自火報の移報により警備会社の人々が現場に到着しまし
た。なぜ警備会社の人かということですが、到着時ベルが鳴っていなかった、何者かが自火報のベルを
停止していたため、建物内の人々が気づけませんでした。移報により駆けつけてきた警備員、その警備員が
自火報の受信機を確認したところ、3階の火災表示を確認。その後ネットカフェのアルバイト定員と併せて
初期の活動に当たった。そういった経過になっています。

こちらの問題は、ベルが停止されていたという大きな問題はあるのですが、それを除くと、警備員が駆
けつけ到着するまでの間、アルバイト従業員が実際に動いていなかったということで、仮想無人施設と考
えることもできるかという、ちょっと無茶があるかもしれませんが。実際に仮想無人施設において、警備
員Aにおいて火災対応ができた事例とも読み取れるのではないかとということで、こちらの実例を紹介し
ました。以上で資料の説明を終了させていただきます。

こちらについてもお伺いしたいところですが、聞きに行く施設及びヒアリング内容、項目、そうい
ったところについてご意見いただければと思っています。よろしく願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。

今後ヒアリングをこちらも行っていくということですが、ご質問、それからヒアリングに対するご意見等ございますでしょうか。

【事務局】

委員からお預りしているご意見、ご報告させていただいてよろしいでしょうか。

委員から事前展開した際にコメントを頂いています。

「資料11ページの関係者が不在のスポーツジムやインターネットカフェの防火管理者の選任例は、防災と情報化の観点から参考になる事例と考えられます。このままの導入でよいということではないですが、遠隔監視及び駆けつけ、初期対応行動の関係を整理することが重要であると考えられます。どの時点で消防に通報するか、現状できているのかなども重要な観点である」というコメントを頂いています。

【議長】

こちらはご意見ということで、これを参考にされて今後ヒアリングを進められるということで。

【事務局】

例えばどの時点で消防に通報するかというところについてもヒアリング項目の中、ヒアリングを通して聞いていきたいと考えています。

【議長】

はい。ほかはいかがでしょう。

【委員】

小部会のときもお願いをしたのですが、調査項目の中で店舗構造を調べていただくことになりました。入れてくださってありがとうございます。この書きぶりを拝見すると、何となく個室で区切られているチェックボックスがあって、それが該当するかどうかということかなと想像したのですが、ぜひ平面図のようなものも、例えばその施設でどこかに掲示されているものでもいいと思いますので、それを集めていただいたほうが、その後、議論のときに役に立つのかなと。あまりにも複雑な構造をしている建物の中ですと、何かあったときに避難誘導を人がしないと逃げ出せないような構造なのか、それとも非常にシンプルで、来館者が自主的に避難可能な構造なのかというのを判断できると思いますので、ぜひお願いしたいかと思えます。

それからもう1つ、日常管理が中心となるかと思いますが、ただ無人となると、心配されるのは放火ではないかと思えます。それに対して関係ない、放火をしようとする人がアクセスできるような構造、管理体制かどうか、その辺をどのように。もちろん防犯に対しては非常に意識をして管理されているかと思うのですが、放火に対してはどうかということも視点を持って調べていただけたらいいかなと思えます。

それから、最後に東京消防庁さんへの要望等ということで、非常に真摯にお話を伺われるようですが、その前に関係者の方々がお持ちの課題意識というのをもまず聞いていただけたらどうかと思えました。以上でございます。

【庁内関係者】

今ご指摘のとおり、対応させていただきたいと思えます。

図面につきましては、配置図等につきましては、実店舗で現地調査に行くところに限られてしまうとは思いますが、できる限り入手できるように努めたいと思えます。そのほかの課題につきましては、ご指摘のとおり対応させていただきたいと思えます。以上です。

【委員】

意見とか質問というより、所感みたいな感じになって恐縮ですけれども、本件対象としては従業者だけの建物ではなくて、外部のお客さんが入る建物がターゲットだろうと思いますが、最近キャッシュレスとかオンラインでの本人確認みたいなものが一般的になって、従業者がそこにいなくても商売が成り立つという形に、急になってきたということが背景にあるのだと思います。

もともと防火管理にしても、消防法上、防火管理者自体には常駐義務がないのですけれども、こういうお客さんが来るタイプの施設については、防火管理者ではないにしても誰か事業者がいるであろうというのが暗に前提にはなっていると思います。

そうした中、先ほどの議題でもちょっと関連の話題になりましたが、消防法上の応急消火義務とかそういう規定があって、従業者とかが基本的にはメインターゲットになりますが、いない場合にその場にいる人が通報とか、初期消火の協力とかという形にはなっています。ですから、機械として自動通報とか自動消火があれば、お客さんにそういう応急消火義務的なものを強く負っていただくということにならずに済むのでしょうか、今回調べようとしているのはむしろそういうのがないところがほとんどだろうと思うので、そういう応急消火義務みたいなもののありようとしていいのかどうなのかというのも気にはなります。

あと、万一、不幸にして火災になって、何らかの人的被害などが出た場合に裁判になるわけですが、刑事上、民事上の責任を誰が負うのか。防火管理上消防計画を作成して、そのとおりにやるという形ですけれども、どちらかという消防法単独で裁判になるというよりは業務上過失とか、そっちの中で、いわばある種の裁判機関みたいな形で消防法上の履行状況みたいなものが問われるケースが多いです。そうした中で、こういう無人で消防計画上こうしているが、結果として人的被害出たとか、そういうケースについての責任の所在というのも、今回の検討のさらに次のステップの話だろうと思うのですが、念頭に置いておく必要があるのかなと感じました。もともと国で考えるという話かもしれませんが、気になりました。以上です。

【庁内関係者】

聞けるかどうか分かりませんが、法律に詳しい方のご意見等も踏まえて、刑事上とか民事上の責任はどうなるのかというのは、事務局でも調べてみたいと思います。ご意見についてはそのとおりかと思しますので、対応させていただきます。

【議長】

ありがとうございます。ほか、いかがでしょう。

【委員】

ここで言っている防災センターとは違うかもしれませんが、文化財は24時間、防犯も含めて警備しているところが結構あります。首里城の火災後、その見直しの相談とか受けたりするのですが、防犯や警備等について警備会社とか何かと契約をしているわけですが、その内容がてんでばらばらなのです。

もともと大きなお寺や何かで、お坊さんが夜中もいてというところは自分たちでやりますが、警備のプロはプロで必要だからそういう人を雇う。そういうところに対して、全部お任せみたいなどころと、かなり内容が違うところが出てくる。よく見ると、警備して119番通報は行すが、それ以上のことは何もしないという、これで文化財を守ることが可能かみたいなどころもあるという、てんでばらばらなのです。

ここで言っている防災センターも、例えばデパートみたいなものと事務所では相当違うと思います。事務所だったら、深夜は基本人いませんし、ふだん避難訓練とかやっている人たちがいます。大規模店舗もデパートも重要文化財になったのが2件もあって、そこでお付き合いがありました。自分たちで相当な

ことをやっているわけですね。そういう店舗で経営者というか、店舗と、防災センターも自分でやっているかもしれませんが、その関係というのはおのずから違って来るわけで、もし防災センターをどこかに外注しているとすれば、契約内容も相当違うと思います。それを調査というか、どういう内容でやっているのかというのは分かるのですか。

【事務局】

一応参考資料の11ページで「関係者が不在のスポーツジムの防火管理者の選任例」とあって、これが一応警備会社とかで駆けつけ、いろいろスキームになっています。今回の調査でこういうところにもヒアリングをします。協議の結果、幾つか当庁でも認めている例というのが、実際にあるので、その例を、ヒアリングをしてみて、実際にどういう契約になっているとか、警備会社がどこまで踏み込むように本来なっているのかというのを、そこは確認していきたいと思っています。

【委員】

委員もおっしゃっていましたが、本当に火事で損害を受けた場合に、多分損害賠償だとか、そういう問題にもなるから、契約上きっちりやっているのではないかと思うのですよね。

【庁内関係者】

ありがとうございます。その点についてはしっかり確認したいと思います。

【議長】

ほかいかがでしょう。

先ほど委員から初期消火義務というお話もありましたけれども、利用者の方はその辺は利用時に、入館時に認識されているのでしょうかとか、多分認識されていないのだと思います。あと店員Bの方のさっきの火災の実例で、初期消火も通報もできなかったという。その辺も、結局アルバイト店員はそういうアルバイトを開始するに当たっては何らかの説明を受けているのだろうかとか、かなり疑問点が残るので、その辺りもお聞きいただけるといいのではないかと思います。

【庁内関係者】

分かりました。

【議長】

次の議題もございますので移らせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、3番目の議題ですが、「劇場等客席基準のあり方」につきまして、こちらも事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局より説明させていただきます。

冒頭説明させていただきましたとおり、こちらの検討につきましては別で検討会を立ち上げており、こちらで詳細な検討は進めています。今回、この全体の概要について説明します。

本日は御覧の項目について、順に説明します。

まず「検討の背景」ですが、時世の変化に伴い、様々な客席形態を有する大規模イベントなど、火災予防条例で定める劇場等の客席基準では対応できないケースが増加しています。

1つの例としまして、左側の全席立席(オールスタンディング)形式の客席が非常に増えているというこ

と。それから、右側は国立競技場ですが、横に並んだ席の数が基準に適合していない例です。これら最近建つ客席等については、特例を適用する場合が非常に多い。特例を適用しないほうが逆に少なくなっているという現状があります。

ちょっと話が戻りますが、左側のオールスタンディングは火災予防条例で規制がないという状態、行政指導でこんなふうにしてほしいということをしている実態があります。

「検討の目的・方向性」ですが、まず劇場等の実態を把握するという。それから、火災時における避難行動等を検証し、在館者の安全性確保を前提として、多様化する劇場等に対応できる基準を提言していきたいと、この検討委員会では考えています。

方向性は、現状も同じですが、仕様規定が定められています。仕様規定に対して、火災避難シミュレーション等の活用による設計自由度の向上を目指していますが、仕様規定の範囲をより合理的に、より現状に即した形に変えた上で火災避難シミュレーション等の活用を併用していくということで考えています。

検討の進め方は、まず現状の実態把握を進めていきます。それから課題を整理して、オールスタンディングに関しては実験を予定しています。後ほどご案内させていただきますが、今週の土曜日に実験を検討しており、それらを踏まえた上で基準をつくっていかうと考えています。固定の客席、その他の客席につきましては、現状どんな特例が行われているかということ踏まえて、安全性が一定程度認められた上での特例になりますので、それらの特例の内容を踏まえて、特例申請とかをせずに、届出はいずれにしても必要になりますが、特例とは別に本則どおりのものとして扱えるような形の基準がつくれればと考えているところです。

続いて、具体的にどんな課題があるかということに進めます。「オールスタンディング形式の基準化」に向けて、一部課題の整理をしています。

1つは先ほども申し上げたとおり、火災予防条例で基準化されていないということがあります。こちらは次のスライドで、後ほどまた説明させていただきます。

その現行の基準のイメージを右側に表示していますが、1つのグリッドは縦2.4メートル掛ける横5メートルで、コの字型の手すりを設けましょうと。各通路の幅員は両サイドが0.6メートル、中ほどが1.2メートルという形で、あくまで行政指導なのでお願い事項として指導しているところです。これらの手すりがどうしてこういった形になったかとか、2.4×5に至った経緯など、今いろいろ遡って探していますが、あまり明確になっていないということがございます。それから、これだけだと設計の自由度が全然ないということがあります。

一方で行政指導の範疇ですが、1平米2人ということで行政指導をしています。全然採算が取れる話にはならなくてスカスカな状態、スカスカなオールスタンディングになってしまうので、実態と全く合っていないということ。それと、これは全般に言えることですが、規模によらず、もし立席でやるのだったらこれをしてくださいねという行政指導になります。

行政指導上の問題は、行政指導なので事業主側が「これではない」「ほかのやり方でやるんだ」と言ったらそれは認めざるを得ない、その認める範囲が、署所によって判断が分かれてしまう。「これぐらいだったらいいよ」という判断にばらつきが出てしまうということも課題として挙げられます。

次のスライドで、先ほど申し上げました火災予防条例で基準化されていないということですが、火災予防条例48条で立席については左上のように規制されています。「立席の位置は客席の後方とし、その奥行きは1.5メートル(立見専用とするものにあつては2.4メートル)以下とする」という基準があります。こちらは総務省消防庁で策定されている条例例にも同じ基準がございまして。実態調査をしていると、各消防本部によって様々ですけれども、東京消防庁の場合、オールスタンディングの場合はこの規制の対象外という運用で現在やっているところです。

右側に示しているのは予防事務審査・検査基準、先ほどちょっと説明させていただきましたが、予防事務審査・検査基準の中に右側のような平面図を掲載して、立席でやる場合にはこれでやってくださいとい

う形で指導しているところです。

課題例②としましては先ほどと同じ内容の繰り返しなので割愛して、その次のスライド。こういった形で実態調査を進めていくかということですが、現状の既存劇場の実態の把握をしていきたいと考えています。収容人員や、密度についてです。1平米当たり2人という行政指導をしているところですが、消防法の施行規則には収容人数の算定で、立席の場合は1平米当たり5人という規則が定められています。立席の場合、これまでのヒアリングの中では、3～4人ぐらいが妥当だろうという見解を実際に運営している方々から聞いているところです。そういったところで密度等の収容人員の確認であるとか、手すりをどのように配置しているのか、避難口の配置、避難通路の配置、その他こちらに記載されている内容について実態調査を進めているところです。

続きまして、実際にオールスタンディングの実験をする計画をしていますが、手すりがどのくらい避難に有効なのか。手すりの有効性、手すりの目的というものが条例例の解説にあるのですけれども、1か所に集中して転倒することを防止することが目的と考えています。有効になるところが、避難時に避難口に集中するところを手すりで一定程度制御して集中を避けるということが1つ。それから、手すりが何もない場合は舞台側に押し寄せてしまって、転倒等発生してしまうということが1つ考えられます。まずは現行基準のときと手すりがないときとを比較して、避難上どのような支障があるのか、ないのかといったことを検証していきたいと考えています。後ほどまた実験については少し説明させていただきます。

続いて、「固定の客席に係る基準の合理化」について説明します。

こちらに現行基準のイメージを書いています。左側の黄緑が東京消防庁で所管する火災予防条例の基準になります。上が一番前の横通路の幅員であるとか、下に行きますと縦通路の幅員。要は、この舞台、劇場の中の通路の幅員とか席の間隔というものが火災予防条例で定められています。

一方で、右側のピンク色の基準。客席部と舞台部の区画であるとか、出入口の数、出入口の必要な幅員。ここには書いていないですが、出入口から出た廊下の幅員、廊下から階段に至る通路、そこからさらに最終的に出口まで。こちらが都建築行政で所管している安全条例になります。今回は、我々は、密接に関係している部分ですが、あくまで劇場の中の検討を進めていくということで考えています。

こちらの課題ですが、幾つか御覧のものがありません。このうち分かりにくいものが1つあるのですが、課題の1つ目「避難通路を避難口に直通させる基準」というものがあります。こちらについて、詳細に説明します。次のスライドを御覧ください。

「避難通路を避難口に直通させる基準」です。今見ていただいている舞台の前、最前列のところには幅員1メートルの横通路が必要になりますが、その先、左右どちらでもいいのですが、どちらにも避難口がありません。本来であればここに避難口が必要であるというのが、この「避難通路を避難口に直通させる」必要があるよというものになります。ただ、実態として、そこに避難口があると、昨今の舞台演出上の中で、そこに出入口ではなくて、コの字状に張り出した舞台で演出することもよく求められているようで、そうすると、最前部の横通路が避難口に直通することができないのです。これを特例で認めている。

あと、運用上は7列までの迂回は可能ですよという基準にしています。ただ7列ではなくて、10列ぐらいまで欲しいという話もあり、その辺を実態の安全性がそれで本当に確保できるのであれば認めてもいいのではないかと考えているところです。

もう1つは、後方を御覧いただければと思いますが、舞台の下、図面でいう下ですけれども、縦通路が最後部に当たったときに、ここも避難口がない。本来ここに避難口が必要になります。それが現行では3列の迂回までは認めています。例えば2階席みたいなバルコニー席のような形状のときに、出入口が左右にしかない場合など、なかなかつくるのが難しいというようなことも聞いています。

こういったことを、今、実際は特例の適用をして認めていることが多数あります。その認めているところの安全性を再度検証しつつ基準化していったら、特例ではなくて基準の範囲内でいいですよという形の合理化を図っていきたいと考えているところです。

もう1つ、先ほどの国立競技場の例で示しましたが、実は背もたれが屋外の基準については自由度が全くなくて、特例はあるのですが、背もたれがある席だと横に10列しか設けてはいけないという基準があります。それを通路の幅員を拡幅するなどによって、国立競技場の場合は28席まで特例として認められた経緯があります。そういった特例の事例を集めて、本当に安全性が確保できるのかということを検証しながら、検討しながら進めていきたいと考えています。

課題例の3つ目として挙げているのが、椅子の床への固定。固定の椅子席。劇場等に設ける客席は、原則として床に固定する必要があります。ただアリーナ席、アリーナ部分であるとかそういったところについて、後から椅子を持ってきて並べるといった実態があります。そうした場合は、本来は固定する必要がありますが、椅子を連結して転倒防止措置等を講じることで特例を適用して、床への固定を免除しているという実態があります。これもアリーナ部分については特例を適用していることが多々ありますが、ただ、これもより詳細な指導基準、特例基準がないことから署所によってまちまちな指導をしているところもあり、これも一定程度共通のものを示していければなというふうに考えています。

課題の説明をしましたが、進め方として実態調査を実施していきます。既存劇場の実態。劇場、観覧場、映画館など、こちらはその形態によって、規定としてこれらの3つについては同じ規定の中ですが、課題はそれぞれ別だとも考えています。こういった様々な用途を調査しつつ、特例適用の有無を確認しながら過去の事故事例、他法令基準、国内外の基準などの実態調査を行って行って、再度課題の抽出。こちらの課題の抽出は、後ほど説明しますが、今回いろいろな業界団体の皆様にご参画いただいています。実際にそういった業界団体様でご苦労なさっていることとか、そういったことを踏まえて抽出して、検討を進めていきたいと考えています。

「スケジュール」に入らせていただきます。先日、第1回目の検討委員会を9月27日に開催しました。今日説明させていただくよりも、詳細な説明についてさせていただいたところです。先ほど申し上げたとおり、今週の土曜日、予備実験を予定しています。次回は12月11日に、第2回検討委員会を予定しています。その後に当火災予防審議会の小部会が予定されていますので、その後の小部会、部会の中でまた実験結果等の状況についてご報告させていただければと考えています

続きまして、今週土曜日に実施する予定の予備実験の概要だけ、本当に簡単などころだけ説明させていただきます。目的等につきましては記載のとおり、後ほどご確認いただければと思うのですが、「実験概要」の2行目で、実験はモニター150人の皆様に歩行実験を行う予定で考えています。日時等は記載のとおりです。

その150人の選定方法は、次のスライドをご確認いただければと思います。人数は集められれば集められるだけ本当はいいのですが、なかなかそれも難しく、今回は安全条例で、最低1.2メートルは確保しないといけないという出入口の規定があります。一方で人数が増えていく場合、そこを通過すると想定される人数に0.8を乗じた数の幅員を確保しなければいけないということがありますが、1.2メートルを0.8で割り返すと150という数字が出てくるので、最低の1.2メートルを確保しつつ、その1つの1.2メートルの出入口から避難する最大の人数は150人ということで、150人を想定しました

想定レイアウトは、先ほどの全体の形状での実験はなかなか難しいので、この赤い点線で囲われたところの部分で想定して実験を行いたいと思っています。これらのところで手すりがある場合とない場合、その他について。

間取りの例は、その次のスライドで、こういった間取りで。今回のホールで、茶色に見えるところは手すりです。手すりを配置して、こういった形で実験を考えています。

事前の確認で、事務局から避難実験ご参画のご希望についてお伺いしているところですが、まだ若干の余裕がありますので、もしご希望がありましたらこの後でも構いませんし、後日、できれば金曜日までにご連絡いただければご案内させていただきたいと思っています。説明は以上になります。

【議長】

ありがとうございました。
ご説明いたしまして、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

【事務局】

委員からお預りしているご意見、報告させていただきます。
「既存の固定席の劇場ではなく、スタジアムや展示場など、別用途での施設についても実態調査を期待します」というコメントを頂いています。以上です。

【議長】

この実態調査自体はこの委員会でやられるということですか。検討委員会でされるということですか。

【事務局】

検討委員会を委託していますので、その中で実態調査、実験していく。

【議長】

ほか、いかがでしょうか。お願いします。

【委員】

質問です、退場するときに混雑しないように列ごとに退場しなさいということがありますが、避難行動の場合というのはそういう指示みたいものはないのですか。

【事務局】

実際大規模なスタジアムなどでは、設計の段階と実際の段階では使い分けている状況があります。設計の段階では、一斉に避難しても何分で避難できるように計画していきましょうと。ただ、実際に避難しなければいけないときにおいても、それぞれのスタジアムごとに、どこで火事があったかによって避難の優先順位というのが計画されているようです。順次避難をするという形で進められていると聞いています。

【委員】

この実験のときは、一斉に避難してくださいという感じでやるのですか。

【事務局】

今回はスタジアムとか大きいものは想定しておりませんので、基本的に一斉避難を考えています。ただ、検討を進めていく上で、そういったものが実証実験とかする中で必要性があるのであれば、それは何かしらの形で残したいと考えています。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【議長】

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

参考になるかならないかみたいな感じですが、手すりの効果というか、避難を一斉にしたときの話でちょっと思い出しました。渋滞学で有名ですけども、何かのニュース番組で、劇場から避難させるときに、歩いている人同士のスペースがある程度あったほうがスムーズに出られるという話の中で、面白い映像的に、平泳ぎの手をかくみたいな感じでやればスペースが空いて、早く出られるみたいな話がありました。また、エスカレーターとか出口前にむしろ1本ポールが立っているほうが密集が制限され、詰まりにくくなって、スムーズに人が流れるみたいな話をされていたことがあったので、手すりの効果とかを見るにつけてもそこら辺の情報を少し集めるなり、その筋の先生にインタビューするなりというのもしてみると面白いかなと思いました。以上です。

【事務局】

ご意見ありがとうございました。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

1つ、今お話があった、歩いている人同士の間は少し距離があったほうがというのは、当庁の火災避難シミュレーションでやってみたときに、同じ150人を3人／平米でシミュレーションしたときと4人／平米、若干混む場合、もっと混ませた5人／平米で火災避難。これはシミュレーションなのでこれも火災実験でやろうと思っていますが、シミュレーション上は4人／平米が一番速く逃げる。実際にどうなのかとあって、避難安全検証法とかそういったものは密度の算定はないので、いろいろあるのですけれども、一律人数から算定すると85秒ぐらいだろうというのに対して、実際やってみるといろいろ違いが出てくるので、そこも密度を先ほど申し上げたとおり今2人で指導しているのですが、5人という考え方もあるし、3人、4人という考え方もあるので、そこで何か違いがあるのかどうかということも、今回の実験の中では検証していきたいと考えています。ありがとうございました。

【委員】

火災のときはパニックが起こるのが一番心配ですが、今回の実験では例えば火を見せるとか、大きな音が、コンサートなどの音が鳴っているとか、もしくは照度の関係とか、そういったところはどのような設定をして実験をされるのでしょうか。

【事務局】

今回の検証する内容は、手すりの有無であるとか、密度の違いに限定しています。

あとは安全性の問題とか、そういったことを鑑みて、照度は通常の照度で考えています。避難口は御覧いただいているように、あらかじめここが避難口ですよということは伝えた上で、火災発生の際の合図に伴って避難行動を開始していただくということで考えています。

【委員】

ありがとうございます。

【議長】

ほか、いかがでしょう。どうぞ。

【委員】

オールスタンディングは、さっき避難安全検証と言ったのですが、時々問題になっているものです。つまり、どう計算していいかわからないということです。それは委員がよくご存じだと思いますが、今形式で出てきていながら、建築基準法上どうやっていいかわからないという認識で進められていると

思います。

それから、今、密度のお話があったのですけれども、シミュレーションは多分みんな同じ歩行速度という前提ではないかと思うのです。問題になるのは、歩行速度が違う人が混在しているときに、要するに遅い人は移動でつかえるのですね。そういうことがあるときには少し密度が低いほうが、これはシミュレーションなので実験ですけれども、早く避難できることもあるのです。そういうことも反映される実験もあるのですかね。これオールスタンディングだから、あまり歩行速度が遅い人は来ていないような気もするのですけれども。

【事務局】

今回は歩行速度が健常者といえますか、そういった形で特に選別はしておりません。歩行速度が違うことによってどんな違いが出るかということは非常に必要な内容だとは把握しているのですが、限られた中での抽出したところが、まず手すりをどうしようかということで限定して今回は進めていきたいと考えています。

【議長】

どうぞ。

【委員】

余計な心配かもしれませんが、集団行動の実験はやったことがなく分かりませんが、実験をしてけがをするかもしれないので、普通、人を使った実験をするときは保険に入ったりするのですけれども、今回そういう保険というのは入られるんですか。

【事務局】

今回言い訳ではないのですけれども、実験等の業務について委託しています。そこは委託先に確認してみたいと思います。

【議長】

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

8ページ目のスライドの実態調査ですが、これは実際のライブ会場を調べるということでしょうか。それとも会場を調べるということでしょうか。

【事務局】

実際に入っているところも行っています。ただ、今のところは幾つか見させていただいたので、その内容と思っています。ほかに計画、オールスタンディングなので、客席の形状を変えるので、消防に基本的には届出が来ます。その届出の内容を把握したり、あとは今回の業界団体の皆様にご協力を得て、手すりの形状とか、そういったものの資料を集めさせていただいています。

【委員】

30年以上前ですが、学生のとくに小規模なライブハウスに調査に行き、カウンターをポケットに入れながら、何人入っているのかを調べたことがあります。定員がちょうど今回の避難実験の150人くらいの規模としても、9ページのような感じの、サイズ的には一番右側のようなサイズ感のライブハウスだったの

ですけれども、人数は倍入っていました。ライブが始まると、さらに前3分の1ぐらいに皆が集まって楽しんでいるという状況でございます。

情報提供でございますし、30年前のことですので今はまたちょっと違うのかもしれないですけれども、そういった経験がございます。資料ももしかしたらまだ残っているかもしれませんが、探してみたいと思います。

【事務局】

よろしく申し上げます。ありがとうございます。資料はぜひお願いしたいと思っています。あと定員管理について今ヒアリングしているところは各業界団体、一度事故を起こしてしまったらもうできないという認識は非常に強くて、想像以上に安全管理については高い意識を持っていらっしゃるというのは感じているところです。ただ、その中でどこまでの安全が必要かというところは差がありますので、その中で今回いろいろ調べて結果を出すことによって、指標になっていくのかなとは考えています。

前に詰めてしまうというところがあるので、今、実態調査をしたところ、間隔が5メートルから10メートルぐらいの手すりを設定しているところが多くあります。たまに20メートルぐらい離れてしまうと。

どこまで行ったら本当に危険な状態になるのだろうか。ここから限界点を調べるのは難しいとは思っています。

群衆事故としては、梨泰院であるとか明石の花火大会のものがあります。ああいった状態になると死者が何人も出てしまう火災になると思いますが、そういったものも同時に検証しながら、そのときに出されているものを見ながら、劇場等で例えば10メートルぐらいだったら何人入れて、定員の管理がきちんとできれば、その人たちが多少前に行ったところでそこまでの危険にはならないだろうか、そういったことが検討できればいいかなと考えています。

【議長】

ほか、よろしいでしょうか。

性能規定に移行するのに避難シミュレーションを使われるということだとすると、その辺り避難シミュレーション自体がどれぐらい正確なシミュレーション結果を導き出すのかとか、いろいろな要因が多分絡んでくると思いますので、実験でどれぐらいできるのかというのが多分その検証のポイントになるかと思っています。ぜひその辺り、将来を踏まえまして、いろいろデータが取れるのであれば取っておいていただくといいのではないかと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【議長】

では、以上で議事は終了いたしました。司会を事務局にお返ししますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ご審議ありがとうございました。

部会については年明けの1月と年度末の3月、今後予定していますので、また日程調整させていただきたいと思います。以上をもちまして、火災予防審議会人命安全対策部会を終了いたします。本日はありがとうございました。

午後0時01分 閉会